

令和2年5月20日

姫路市長 清元秀泰

姫路市認知症サロン活動事業登録制度実施要綱を次のように定める。

### 姫路市認知症サロン活動事業登録制度実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症であるか否かに関わらず、地域の高齢者が自由に参加することができる活動により、高齢者同士又は高齢者と他の世代との交流を促進し、又は高齢者が地域から孤立化すること等を防止することによって認知症の早期発見及び進行防止並びに介護予防等を図ることを目的とした認知症サロン活動（以下「サロン」という。）を行う団体の登録制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (登録対象者)

第2条 登録の対象となる者（以下「登録対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 規約又はこれに準ずるものが定められていること。
- (2) 政治団体又は宗教団体でないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反していないこと。
- (4) サロンの開催場所、開催日時、名称、連絡先、活動内容等について公開することに同意していること。
- (5) 認知症サポーターが所属していること。
- (6) 地域を担当する地域包括支援センターとサロンの運営について連携を図る体制を構築することが可能であること。
- (7) 営利を目的とする団体ではないこと。
- (8) 姫路市が今後実施する認知症施策の基礎調査に協力すること。

#### (登録対象事業)

第3条 登録の対象となる事業（以下「登録対象事業」という。）は、登録対象者が定期的な通いの場を提供するためにサロンを設置し、運営するものであって、次の各号に掲げる事項の全てについて、当該各号に定める要件に該当するものとする。

(1) 活動内容 次に掲げる要件を満たすこと。

ア サロンでは、毎回、会話や意見交換を目的とした茶話会を30分以上開催すること。

イ 年1回以上、認知症サポーター養成講座や認知症に関する講座を開催すること。

(2) 利用対象者 特定の者に利用を限定する等利用対象者に制限を設けていないこと。

(3) 開催頻度 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 原則として、月1回以上開催すること。

イ 1年以上継続して実施する予定であること。

ウ 1回当たりの活動は、サロンのみで1時間以上実施されていること。

(4) 利用人数 毎回姫路市内に居住する40歳以上の住民が5人以上利用すること。

(5) 開催場所 姫路市内において、利用者が参加しやすい場所で、おおむね5人以上が活動できるスペースにおいて開催すること。

(6) 利用料 原則として、飲食代等の実費負担を除き、無料であること。

(7) その他 姫路市から運営に係る助成等（姫路市認知症サロン活動助成事業補助金交付要綱（令和2年5月20日制定）に基づく補助金を除く。）を受けていないこと。ただし、姫路市認知症サロン活動助成事業補助金交付要綱（令和2年5月20日制定）に基づく補助金は含まないものとする。

（登録の申請）

第4条 登録を受けようとする登録対象者は、認知症サロン活動事業登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して対象となる事業の開始前に、市長に申請しなければならない。

- (1) 認知症サロン活動事業計画書（様式第2号）
- (2) サロンの参加予定者を記載した認知症サロン参加者名簿（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（登録の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するとともに、速やかに認知症サロン活動事業登録可否決定書（様式第4号）により、前条の規定により申請した者に通知するものとする。

（登録の条件）

第6条 市長は、前条の規定により登録の決定（以下「登録決定」という。）をする場合において、必要な条件を付することができる。

（登録事業の変更等）

第7条 登録決定を受けた者（以下「登録決定者」という。）は、当該登録決定に係る登録対象事業（以下「登録事業」という。）の計画を変更し、休止し、又は廃止しようとするときは、認知症サロン活動事業登録変更・休止・廃止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、認知症サロン活動事業登録変更・休止・廃止決定通知書（様式第6号）により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 登録決定者は、四半期（1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間をいう。）ごとの実績について市長が別に定める期日までに、認知症サロン活動事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) サロンの参加者及び参加実績を記載した認知症サロン参加者名簿（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（登録決定の取消し）

第9条 市長は、登録決定者が次のいずれかに該当する場合は、登録の決定を取り消

すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (2) この要綱の規定又は登録決定若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が登録を不適当であると認めるとき。

(衛生管理者)

第10条 登録決定者は、登録事業の参加者の清潔の保持及び健康状態の管理のため  
に必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持)

第11条 登録決定者は、登録事業の参加者又は参加者であった者が、正当な理由が  
なく、登録事業において知り得た参加者の秘密を漏らすことがないよう、必要な  
措置を講じなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、市長が別  
に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様  
式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によ  
るものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取  
り繕って使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

認知症サロン活動事業登録申請書

（宛先）姫路市長

年　月　日

申　請　者

サロン名 \_\_\_\_\_

代表者住所 姫路市

連絡先 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

姫路市認知症サロン活動事業登録制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

登録年度 年度	制度の名称 姫路市認知症サロン活動事業登録制度
活動開始時期 年　月　日	
事業の内容	
添付書類	

## 認知症サロン活動事業計画書

申　請　者

サロン名 \_\_\_\_\_

代表者住所 姫路市

連絡先 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

活動（設置）場所	小学校校区	担当地域包括支援センター
<名称>		
<住所> 姫路市		地域包括支援センター

## 1 開催頻度、時間

月（　　）回

曜日	開催時間				時間数
第（1・2・3・4・5）曜日	(午前・午後) 分	時	分～	(午前・午後) 時	分
第（1・2・3・4・5）曜日	(午前・午後) 分	時	分～	(午前・午後) 時	分
第（1・2・3・4・5）曜日	(午前・午後) 分	時	分～	(午前・午後) 時	分
第（1・2・3・4・5）曜日	(午前・午後) 分	時	分～	(午前・午後) 時	分

## 2 参加予定人数など

(　　)人　うち年齢65歳以上(　　)人

## 3 認知症サポーター

参加（あり・なし）【ありの場合 人数（　　）人】

## 4 認知症サポーター養成講座や認知症に関する講座の開催予定

(　　)月頃開催予定

## 5 補助金の受給

( 希望する・希望しない )

## 実施計画書

### 1 通常のサロンのプログラム

茶話会は30分以上開催してください。

内容	実施時間	時間数
	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分	分
	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分	分
	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分	分
	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分	分
	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分	分

### 2 年間のサロンのスケジュール

※活動内容等は、「1 通常のサロンのプログラム」以外に開催するものがあれば記入してください。

月	日	活動内容等	月	日	活動内容等
4月			10月		
5月			11月		
6月			12月		
7月			1月		
8月			2月		
9月			3月		

### 様式第3号(第4条関係)

### 認知症サロン 参加者名簿( )月～( )月分

サロン名

様式第4号（第5条関係）

認知症サロン活動事業登録可否決定書

年　　月　　日

サロン名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 様

姫路市長

年　　月　　日付で申請のあった認知症サロン活動事業に係る登録の可否を下記のとおり決定したので通知します。

記

決定内容

登録の決定を（ 1 可 ・ 2 不可 ）とする。

1 可の場合

登録の名称  
姫路市認知症サロン活動事業登録制度

登録決定日  
年　　月　　日  
( 年　　月からの認知症サロン活動を登録の対象とします。 )

登録の条件

2 不可の場合

不可とした場合の理由

様式第5号（第7条関係）

認知症サロン活動事業登録変更・休止・廃止承認申請書

(宛先) 姫路市長

年　月　日

申　請　者

サロン名 \_\_\_\_\_

代表者住所 姫路市

連絡先 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

姫路市認知症サロン活動事業登録制度実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請内容	休止　・　変更　・　廃止
発生日	年　月　日
申請理由	

休止の場合

再開時期	年　月
------	-----

変更の場合

	変更前	変更後
サロンの名称		
活動（設置）場所		
開催日	第（1・2・3・4・5）曜日	第（1・2・3・4・5）曜日
開催時間		
代表者	名前	
	住所	
	連絡先	

様式第6号（第7条関係）

認知症サロン活動事業登録変更・休止・廃止決定通知書

年　　月　　日

サロン名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 様

姫路市長

年　　月　　日付で申請のあった認知症サロン活動事業に係る登録の変更、  
休止又は廃止について、下記のとおり承認したので通知します。

記

承認内容	変更	・	休止	・	廃止
承認日	年	月	日		

様式第7号（第8条関係）

認知症サロン活動事業実績報告書（　　）月～（　　）月分

(宛先) 姫路市長

年　月　日

申　請　者

サロン名 \_\_\_\_\_

代表者住所 姫路市

連絡先 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

姫路市認知症サロン活動事業登録制度実施要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

記

開催月	月	月	月	計
サロンを開催した回数	回	回	回	回
参加者数	人	人	人	人

主な活動内容

添付書類 認知症サロン参加者名簿（様式第3号）報告期間分 1部